

恵庭市ケアラー支援推進計画骨子について

1. 計画の基本的事項

ケアラー支援に関する基本方針

ヤングケアラーを含むケアラー（以下、「ケアラー」という。）を社会全体で支えるための「恵庭市ケアラー支援条例」（以下、「支援条例」という。）を制定することに伴い、条例の規定に基づき本計画を策定し、全てのケアラーとそのまわりの全ての方が自分らしくいきいきと安心して生活できる社会の実現を目指します。

計画の期間

令和6年度から令和10年度の5か年とし、計画期間の中間年度にあたる令和8年度に必要な応じて計画の見直しを行います。

他の関連計画との関係

第5期恵庭市総合計画の個別計画として位置付け、恵庭市地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等に定める施策との整合性を図ります。

2. 恵庭市の圏域ごとの状況

圏域ごとの年齢別人口、ひとり暮らしの高齢者世帯数と障がい者世帯数の状況、児童扶養手当受給世帯数の状況、不登校の状況、生活保護の状況、障がい者の状況、高齢者の状況、恵庭市の地域資源の状況などを把握し、施策などの構築・整備をします。

3. 恵庭市のケアラーを取り巻く状況

ケアラー支援に係る実態調査の実施

恵庭市では令和4年度に、恵庭市内のケアラー及びヤングケアラーの早期発見や実態・課題・支援ニーズの把握及び今後の計画策定や施策検討に役立てることを目的に「恵庭市ケアラー実態調査」を実施しました。

調査概要

(1) 調査時期 令和5年2月6日(月)～令和5年2月28日(火)

(2) 調査方法

<ケアラー実態調査>

- ・高齢者・障がい者をケアしている家族等
各認定調査及び事業所等を通し、調査票を配布。
その場で回答もしくは郵送、ウェブサイトでの回答。
- ・相談支援機関
各機関へ調査票を配布。ウェブサイト又は市へ直接持参し回答。

<ヤングケアラー実態調査>

- ・市内の市立中学2年生及び公立・私立高校2年生
各学校経由で調査票を配布。ウェブサイト上で回答。
- ・市内の中学校職員及び公立・私立高校職員
直接学校へ調査票を配布。ウェブサイト上で回答。
- ・市内スクールソーシャルワーカー
市教育委員会を通し調査票を配布。ウェブサイト上で回答。

(3) 回収結果

ケアラー実態調査	有効回答数	回収率	道回収率
高齢者(ケアをしている家族等)	310	77.5%	71.0%
障がい者(ケアをしている家族等)	77	61.6%	29.5%
相談支援機関(市内高齢・障がい者相談支援機関)	14	56.0%	50.0%
合計	401	72.9%	49.5%
ヤングケアラー実態調査	有効回答数	回収率	道回収率
市内の市立中学2年生	308	39.1%	22%
市内の公立・私立高等学校2年生(全日・定時)	175		
市内中学校及び公立・私立高等学校	9	100%	81.2%
市内スクールソーシャルワーカー	3	100%	63.0%
合計	495	39.7%	23.3%

実態調査から見た現状と課題

～ケアラー実態調査～

<現状>

ケアが必要な者の最も身近な者の多くが毎日多様なケアを担っている。

ケアする者（ケアラー）自身の悩みの多くは「自身の心と身体の健康」、「介護疲れやストレス」、「自己なき後の不安」であり、それを相談する先として多く挙げられているのがその家族、続いて地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等である。

また、相談支援機関からは「ネットワーク構築などのサービス提供基盤の整備」等が求められている。

<課題>

- ・負担軽減、不安感軽減のための支援や相談窓口が必要とされている。
- ・既存のサービスや相談窓口が十分活用されていない（知られていない）。
- ・相談支援に関する基盤整備が求められている。

～ヤングケアラー実態調査～

<現状>

自分がヤングケアラーであるとする割合は1～3%と少なく、潜在的ヤングケアラーの存在が懸念される。悩みを誰かに相談した経験については「ない」となっており、理由は「誰かに相談するほどの悩みではない」、「相談できる人が身近にいない」、「相談しても状況が変わるとは思わない」等が挙げられている。

また「ヤングケアラー」という言葉の認知度について7割が「よく知らない」「聞いたことがない」と回答している。

<課題>

- ・ヤングケアラーについての存在や支援に関する認知度が十分ではない。
- ・ヤングケアラーがケアに関する悩みを相談した経験がない。
- ・既存のサービスや相談窓口が十分活用されていない（知られていない）。

4. 基本的施策

計画推進のための基本的施策

「全てのケアラーとそのまわりの全ての方が、自分らしくいきいきと安心して生活できる社会の実現」を目指す姿とし、実態調査結果から推察される恵庭市の現状と課題を踏まえ、各施策を効率的に展開していく観点から「普及啓発の促進及び理解の促進」「ケアラーの早期発見及び相談の場の確保」「ケアラーを支援するための地域づくり」の3つの柱を基本的施策としました。

基本的施策 1

普及啓発の促進及び理解の促進

ケアラーが自身の悩みや負担を相談できる状況にあることを正しく理解し、必要な支援を求めることができるよう、ホームページやSNSなど様々な媒体を用いた周知活動を展開し、市や市民等、事業者、関係機関等へ幅広く普及啓発を行うとともにさらなる理解促進を図っていきます。

基本的施策 2

ケアラーの早期発見及び相談の場の確保

悩みや負担を抱えるケアラーを早期に把握するため、職場や学校など様々な場における気づきについて市や関係機関等と情報共有を促進し、適切な支援につなげられるよう相談支援体制の充実に向けた人材の発掘や連携強化を図っていきます。

基本的施策 3

ケアラーを支援するための地域づくり

地域住民が広くケアラー支援について関心を持ち、支え合いの意識が醸成されるよう努めるとともに、公的な支援やサービスの効率的な活用を促すなど、ケアラーとそのまわりの方が自分らしくいきいきと安心して生活できる地域づくりを推進していきます。

5. ケアラー支援に関する具体的施策

基本的施策1 普及啓発の促進及び理解の促進

ケアラーを社会全体で支えるためには、ケアラーの存在や置かれている状況を広く知ってもらうことが重要です。そのために、市民等や事業者、関係機関等への広報啓発活動を積極的に行うとともに、さらなる理解促進を図ります。

(1) ホームページやSNS等を活用した広報周知啓発活動

ケアラーおよびケアラー支援に関して周囲の関係者や地域住民の理解を深めるために、広報周知啓発活動を行います。また、ケアラー支援に関する相談窓口や活動の状況を、ホームページやフェイスブック等のSNS、市の広報誌や地域の生活情報誌など様々な媒体に掲載することで幅広く地域住民に向けて情報を発信します。

(2) シンポジウムや研修会、市民講座の開催

住民参加型のイベントを開催し、地域住民のさらなる理解促進を図ります。令和5年度には「ケアラーについて理解を深めるシンポジウム」を開催し講演会やパネルディスカッションを実施しました。そのほか民生委員児童委員や町内会ほか関係機関にアプローチし、ケアラーおよびヤングケアラーについての市民講座を開催するなど、対面による主体的な理解を深める場をつくります。

(3) 関係機関との連携

国や道、その他関係機関と連携し広報周知啓発活動を展開します。

また11月11日の「介護の日」、道による11月の「ケアラー支援推進月間」に連動して、恵庭市でも11月を「ケアラー支援推進月間」と位置づけ、国や道などと連携して重点的に啓発活動を実施します。

基本的施策2 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保

ケアラーを早期に発見し、適切な支援に繋げることができるよう、各分野の相談機能の充実とともに、市やボランティアセンターを担う社会福祉協議会、各事業所や関係機関等との相互連携により地域包括ケアを実現するための基盤整備を行います。

(1) ケアラー支援専門員の配置と相談窓口の設置

ケアラー支援の窓口を新設し専門員を配置することで、ケアラーが気軽に相談できる環境を整備します。

(2) 重層的支援体制の整備

ケアラーのうち被介護者が複数名いる方、病気または障がいをもつ子どもを育てている方、生活困窮の方など、経済事情を含めた複合化・複雑化した相談に対応するため、庁内各担当部署および各分野の専門職や地域住民で連携し包括的に支援を行う体制を整備します。

(3) ケアラーアセスメントの見直し

ケアラーが行う介護の状況や、介護をすることによってケアラーの心身に与える影響などを明らかにするため、マネジメント機能の導入やアセスメントシートの見直し等を行います。

(4) 専門職による各種相談事業の展開

専門職による支援や専門施設を利用した支援の展開を目指します。その中で要望に応じて、「親（自分）なきあと問題」に関する司法書士等の法の専門家による成年後見制度や遺言書等の勉強会などを開催します。

(5) ヤングケアラーに関する啓発講座の開催

児童・生徒および教職員等がヤングケアラー支援や相談窓口についての理解を深めるため、恵庭市内の小学校・中学校・高校を対象に外部講師によるヤングケアラーに関する講座を開催し、ヤングケアラーを早期に発見し相談の場へ繋げる環境づくりに努めます。

基本的施策3 ケアラーを支援するための地域づくり

ケアラーの社会的孤立を防ぎ、全ての方が「自分らしくいきいきと安心した生活」を送るためには、まわりの方との交流や地域とのつながりが重要です。住み慣れた地域でそれぞれが役割を持ちながら「いきいきと安心した暮らし」ができる地域づくりのためには、住まい、生活支援等、様々な地域資源や担い手を組み合わせ、一体的に支援していく必要があります。

(1) 市民団体等の意識醸成

町内会や民生委員児童委員等を対象に、ケアラー支援のための地域づくりに関する研修会や講演会を実施します。「地域づくり」の基盤となる市民組織に向けて研修会等を実施することで、地域のケアラー支援に対する理解を深め、意識醸成を図ります。

(2) 有償ボランティア事業の活用

恵庭市社会福祉協議会の事業である「恵庭市介護支援ボランティアポイント事業 あったまーるポイント」、「ちょこっとお手伝いサービス なんもだよ」は有償ボランティアを募り実施している事業です。

ケアラー実態調査結果における「支援してほしいこと」で要望のあった「お世話が必要な人の日中一時支援」や「自分の話を聞いてくれる人」等の解決の一助となることを目指し、事業の活用により地域住民同士の支え合いが一層活発となるよう事業推進を継続して支援していきます。

(3) ふれあいサロン等の充実と推進

定期的な交流を通じた身近な住民同士の仲間づくりや出会いの場であり、地域で暮らす住民どうしが集まって輪を広げていく場として、社会福祉協議会の事業であるふれあいサロンや運動教室等の充実を図り、新たな地域サロンの開設を支援します。

6. 今後のスケジュール

1. 恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会開催
令和5年12月下旬
2. パブリックコメント
令和6年1月4日～令和6年2月2日
3. 恵庭市社会福祉審議会
令和6年3月
4. 厚生消防常任委員会報告
令和6年3月
5. 恵庭市ケアラー支援推進計画の策定
令和6年4月